

地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しの概要(案)

平成24年10月 原子力安全対策課

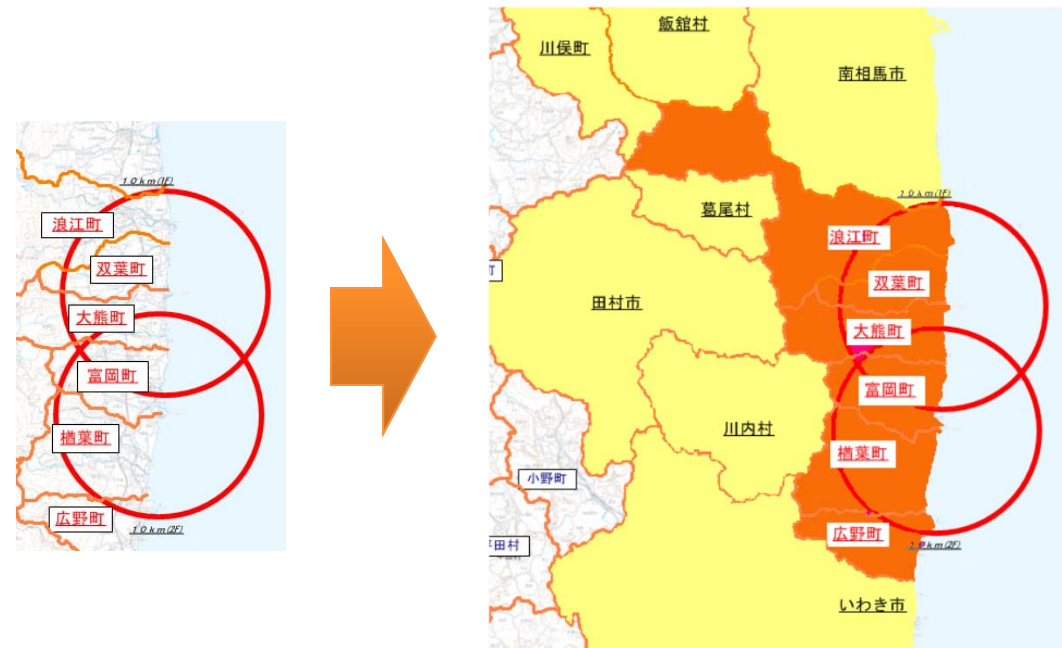
本見直しは県内原子力施設の再稼働を前提としたものではなく、事故が収束していない現状を踏まえ、再び大量の放射性物質が放出される事態を想定したもの。
今後示される国の原子力災害対策指針を踏まえ、更なる見直しを実施する。

I 災害対応体制について

1 重点地域を暫定的に拡大

従来の重点地域
EPZ(概ね10km) 6町

暫定的に設定する重点地域
13市町村の全域(黄地の市町村が追加)



(暫定)重点地域を有する市町村

大熊町、双葉町、富岡町、浪江町	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、 楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、 浪江町、葛尾村、飯館村(各市町村全域が対象)
楢葉町、富岡町、広野町、大熊町	

【拡大の背景】

- 13市町村において、住民の避難・屋内退避の面的な防護措置が講じられた
- 国から事故炉における事故想定・防護区域が示されるまでの当面の間の設定
- 原子力安全委員会が示した新たな区域の考え方(UPZ:概ね30km)を包含

※ 国に本県の現状を踏まえた事故炉等における新たな事故想定や防護対策の範囲、避難等の指標の設定を求めていく

2 市町村防災計画での原子力災害への備え

- ① 防災計画(原子力災害対策編)を策定すべき市町村を13市町村に拡大
- ② ①以外の市町村においても、住民等への情報伝達、避難者等の受入などを防災計画に規定

- ③ 事業者防災業務計画の修正時、県が意見を聴く市町村を拡大し、東京電力(株)が直接協議する立地4町と合わせ13市町村とする

3 複合災害への備え

- ① 複合災害時の対応強化として、県本部事務局に「原子力班」を設置。プラント状況把握、モニタリング機能を一元化。なお、震災、津波等自然災害においても同班を設置するものとし、震災対策編等でも規定。(震災対策編等と共通)
- ② 県現地本部について、本部が機能を代行する規定を追加

II 情報連絡体制について

1 通報連絡先の拡大

- ① 東京電力(株)から原災法に基づき通報する市町村を6町から13市町村及び地域内の関係機関に拡大
- ② 東京電力(株)からの通報を受け県から通報する機関を①を含む全ての市町村及び各地方振興局に拡大

2 通報連絡等の強化

- ① 伝送路の多ルート化、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進
- ② 回線途絶等の場合、東京電力(株)は衛星携帯電話等を携帯した連絡員を派遣

3 モニタリング結果の情報共有等の強化

- ① SPEEDI予測結果の公表手順の明確化を含む緊急時モニタリング結果の情報共有及び住民防護措置の強化

III 住民の避難対策について

1 通報連絡等の強化

広報媒体に緊急速報メール、インターネットメディアの活用推進

2 暫定重点地域の広域避難

- ① 県は広域避難計画において、避難先・経路などを市町村等と連携の上、今後検討し策定
- ② 県外への避難が必要となった場合の調整を具体的に策定

IV 物資の供給・調達について

1 複合災害への備え

- ① モニタリングセンター等の必要物品、燃料、消耗品等の備蓄等
- ② 災害時応援協定を地域防災計画に位置付け、定期訓練を実施

V 今後の見直しについて

- 1 上記以外にも避難体制や被ばく医療、要援護者対策など多くの課題があり、今も続く避難の状況等も十分踏まえ、今後も見直しを実施